

小諸市自治基本条例

(平成22年12月27日施行)

第22条(情報公開及び説明責任)

市議会及び市の執行機関は、開かれた市政運営を行うため、市政に関する情報が市民との共有財産であることを認識するとともに、施策の企画、立案、実施及び評価の各段階において適切に情報公開及び情報提供を行い、市民に分かりやすく説明します。

小諸市議会基本条例

(平成28年12月26日施行)

第3条(議会の活動原則)

議会が保有する情報は、市民に積極的に公開し、市民に開かれた議会、分かりやすい議会運営を行うこと。

作成者：楚山 伸二